

ほっとけん！アワード実施要領

1 目的

市内の青少年健全育成団体が実施する行事は、地域の大人と青少年が声をかけあう関係づくりのための貴重な機会である。しかし、青少年の興味の多様化等による参加者の減少や担い手不足から生じる恒常化など、行事の見直しや工夫が必要となっている。そこで、青少年自身が主役となり、自己有用感を高める等の効果を生み出した行事を好事例として評価し表彰することで、他団体の効果的な活動を知る機会とし、各団体の活動意欲を高めることで時代に応じた青少年の健全育成に資することを目的とする。

2 対象

以下の協議会内の団体が前年度に青少年健全育成事業補助金を活用して実施した行事

- (1) 小学校区こども会育成連絡協議会
- (2) 小学校区青少年健全育成運動協議会
- (3) 小学校区青少年会育成会
- (4) 中学校区青少年健全育成運動協議会
- (5) 中学校区青少年指導員会

3 受賞行事の選考及び決定方法

対象の各協議会から推薦された行事から、青少年問題協議会にて大賞「ほっとけん！アワード」1行事、奨励賞4行事を決定する。

なお、(3)小学校区青少年会育成会は協議会が組織されていないことから、(4)中学校区青少年健全育成運動協議会にて協議の上、行事を推薦する。

各協議会で推薦に至らなかった行事のうち、各協議会での審査順位の上位2つまでをエントリー賞とする。

4 審査基準

以下の項目等に基づき、3～4段階で評価し、各協議会及び青少年問題協議会にて審査・決定する。

- (1) 重点目標に沿って行事計画・実施を行ったか。
- (2) 重点目標の沿った取り組みを実施することで期待される(実感した)効果
- (3) 青少年の役割
- (4) 青少年との相談
- (5) 青少年への指導と助言
- (6) 青少年の希望を取り入れたか
- (7) 独自性

5 賞の授与

大賞「ほっとけん！アワード」受賞団体へ5万円、奨励賞受賞団体へ3万円、エントリー賞受賞団体へ1万円を、賞状と共に授与する。

6 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。